



八 監 第 2 0 1 号

令 和 3 年 8 月 6 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

平成29年度出資団体監査（株式会社八千代市水道サービス）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成29年10月31日付け八監第320号により提出した平成29年度出資団体監査（株式会社八千代市水道サービス）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

平成 29 年度出資団体監査結果（平成 29 年 10 月 31 日付け八監第 320 号）

対象機関	対象出資団体	所見及び措置内容
経営企画課	株式会社八千代市水道サービス	<p>《株式会社八千代市水道サービス》</p> <p>(3) 定款及び諸規程等について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>定款及び諸規程等において、誤謬が散見されたため、訂正されたい。また、次のとおり実態との不整合が見られたため、適切に対応されたい。</p> <p>エ 出納に係る事務処理について、実務と会計規程の不整合が散見されたため、規程を見直すなど整合性を図られたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>会計規程に関する誤謬につきましては、訂正いたしました。</p> <p>実務と会計規程の不整合につきましては、顧問会計士の指導の下、実務に即して規程類を修正することと致しました。</p> <p>具体的には、会計規程第 3 条「経理の原則中」準拠するものを「企業会計基準」から「中小企業の会計に関する基本要領」に変更しています。</p> <p>また、同規程第 6 条第 2 項中、勘定科目表「別紙 1」等の改正を行いました。</p> <p>(5) 退職金の支給について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>退職金の支給については、退職金支給規程において要支給額が把握できず、特段、個別注記表への記載もされていない。また、退職金の支給については外部機関との契約に基づき掛金を拠出しているが、実際の支給時における従業員との間の退職金の支給に関する合意がされておらず、支給制度が明確になっている規程内容とは言い難い。</p> <p>これらのことから、退職金支給規程を見直すなど、明確な基準による退職金の支給に努められたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>① 退職金支給規程について、誤謬を含め全体的に見直しをしました。</p> <p>② 要支給額の把握について、退職金共済契約については、中小企業退職金共済法の根拠条文を新たに規定すると共に、毎年、中小企業退職金共済事業本部（以下、「中退共」という。）から送付される各従業員の「掛金納付状況票及び退職金試算票」により退職金を確認するものと規定し、生命保険契約による退職金の計算結果との合算により退職金合計額を確認できます。</p> <p>③ 従業員との間の退職金の支給に関する合意につきましては、会社設立以来、定年退職者が出ていない等の現状から、</p>

対象機関	対象出資団体	所見及び措置内容
		<p>今回、モデル給料を用いて退職金を試算し、従業員への周知を図りました。</p> <p>④ 貸借対照表への退職給付引当金の計上の必要性については、生命保険契約の半額を投資その他の資産として「保険積立金」の名目で毎年拠出、また、半額を損金（厚生費）として拠出、中退共については、全額を損金（厚生費）として拠出し、拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している為、特に、記載の必要がないのではとの顧問会計士のご意見を頂いています。</p> <p>改正規定の実施時期については、いずれも令和2年10月1日となります。</p>